

管理業務委託契約書（案）

- 1 業務委託の名称 管理総合事務所発電計画関連業務委託
- 2 業務委託の場所 前橋市大渡町一丁目 地内
- 3 履 行 期 限 令和8年10月 1日から
令和9年 9月30日まで
- 4 業 務 委 託 料 金 円
(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 免除
- 6 解体処理に要する費用等 別紙のとおり / 対象外委託
- 7 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり / 対象外委託

上記業務委託について、委託者 と受託者
は、別添の条項によって、業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

委 託 者（甲）住 所

氏 名

印

受 託 者（乙）住 所

氏 名

印

(総則)

第1条 乙は、本件業務が別冊設計書及び業務仕様書（以下「設計書等」という）に適合することを確認するとともに、頭書の業務委託料の額をもって、頭書の契約期間内に頭書の業務を実施しなければならない。

2 設計書等に明示されていないもの又は疑義があるときは、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては甲又は、第5条の規定により選任する監督員の指示に従うものとする。

(実施計画)

第2条 乙は、契約締結後速やかに設計書等に基づく実施計画書を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は、実施計画書について遅滞なく審査し、適当と認めたときは、乙に対し承認通知するものとする。

3 乙は、実施計画書を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

第4条 乙は、業務処理の一部を他に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、前項の承諾を得ようとするときは、甲に対し委託者又は、下請負者の氏名その他必要な事項を記載した書面を提出するものとする。

(監督員)

第5条 甲は、乙の行う業務について、自己に代わって監督し、若しくは指示する監督員を定めるものとする。

2 甲は、監督員を選任した場合は乙に通知するものとする。

(現場責任者)

第6条 乙は、業務を指揮監督するため現場責任者をおかななければならない。

2 乙は、現場責任者の氏名を甲に届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(現場責任者に対する異議)

第7条 甲は、乙の現場責任者について不相当と認められるときは、乙に対しその交替を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務内容を変更することができる。この場合において業務委託料又は契約期限を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。
この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(解除等)

第9条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
 - (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
 - (4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
 - (5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の100分の10に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第11条 乙が、第9条第2項並びに第10条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(臨機の措置)

第12条 乙は、災害防止のため特に必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において乙はあらかじめ甲又は、監督員の意見を求めなければならない。

2 甲又は、監督員は災害防止その他業務の遂行上緊急やむを得ないときは、乙に対し臨機の措置をとらせることができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第13条 業務の遂行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）により生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する場合はこの限りでない。

(委託業務実施の確認)

第14条 乙は、業務実施後、別に定める様式によって業務実施内容を記録し監督員の検査を受け認印を受けなければならない。

(委託料の支払い方法)

第15条 業務委託料は、実施計画に基づき実施した部分に対し、乙の請求に基づいて支払うものとする。

2 乙は、業務実績報告書に第14条の規定による書類を添付して甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の業務実績報告書の提出があったときは、提出から10日以内に検査及び確認を実施するものとする。

4 甲は、業務実績報告書の検査及び確認を終了した後、乙から正当な請求書を受理した日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

5 各月の業務委託料の支払額（消費税及び地方消費税含む）は次のとおりとする。

令和8年10月分から令和9年3月分 金 円

令和9年 4月分から令和9年9月分 金 円

(委託業務完了届)

第16条 乙は、委託業務が完了したときは別に定める様式により委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第17条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為（暴力団員等からの不当な要求行為）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わな

ければならない。

(契約の費用)

第 18 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(機密保持義務)

第 19 条 甲及び乙は、本契約の内容及び本業務の委託又は履行により知り得た相手方の技術上又は営業上の情報の一切を第三者に開示又は漏洩してはならない。なお、受託者は、本委託業務契約完了後 5 年間は同様の義務を負うものとする。

(信義則)

第 20 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県企業局財務規程(昭和 39 年 10 月 22 日企業管理規程第 5 号)の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。